

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置（拡大）の適用

2020年4月24日
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。
現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業および失業等が発生しており、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが（3月19日お知らせ済）、このたび、下記のとおり特別措置を拡大することといたしました。

記

1. 対象お客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）、かつ、一時的に電気料金の支払いに困難を来し、当社に特別措置適用のお申出をされたお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を原則各々2か月間延長※し、5月分の電気料金の支払期日を原則1か月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限りです。

※2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長

3. お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

以 上